

子ども医療費助成制度のお知らせ

鰯ヶ沢町に住所を有し、18歳に達した日以降の最初の3月31日までのお子さんの医療費を助成します。

1 子ども医療費助成制度の内容について

年齢区分	資格証の色	保護者の所得制限	自己負担
0歳から6歳	ピンク	なし	なし
小学1年生から18歳に達した日以降の最初の3月31日まで ※結婚した方を除きます。	緑	なし	なし

2 助成方法について

県内の医療機関等を受診する場合、「受給資格証」と「医療保険の資格情報を確認できるもの（資格確認書等）」を提示することで、窓口での入院・外来・調剤にかかる保険診療分の自己負担分についてお支払いがなくなります。⇒[現物給付](#)

なお、①県外の医療機関等を受診する場合 ②現物給付に対応していない県内の医療機関を受診する場合 ③整骨院などを受診する場合 ④受給資格証を未提示の場合は、医療機関等の窓口で医療費を一旦お支払いいただき、後日、医療費助成申請書に領収書を添えて、役場ほけん福祉課児童福祉班に申請することで、保険診療の自己負担分を申請受付した翌月末に指定口座へ振り込みます。⇒[償還払い](#)

（注意）健康診断や予防接種、薬容器代などの保険適用外のものは、全額自己負担となり、医療機関窓口での支払いが発生します。

3 ご利用にあたっての注意点について

◆学校等（小学校、中学校、保育所、こども園等）でのケガや疾病について

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に加入している場合、学校等で発生したケガや疾病などの診療については、「災害共済給付制度」が優先となりますので、まずは学校等へ確認してください。

この制度が対象となる場合は、医療機関等での窓口でお支払いをする際に医療保険の資格情報を確認できるもの（資格確認書等）のみを提示し、本人負担額をお支払いください。その上で、学校等へ給付制度の利用を申請し、給付を受けてください。

◆他の公費負担医療制度が適用される場合について

他の公費負担医療制度（重度心身障害者医療制度、自立支援医療制度等）が適用される場合は、それらの公費負担医療が優先されます。ただし、優先される公費負担医療に自己負担がある場合は、子ども医療助成制度の対象となります。

このことから、医療機関窓口では、「子ども医療費受給資格証」「医療保険の資格情報を確認できるもの（資格確認書等）」の他、「他の公費負担医療制度適用の受給資格証」も提示してください。

◆変更が生じた場合について

医療保険の資格情報を確認できるもの（資格確認書等）や氏名等に変更が生じた場合は、必ずほけん福祉課児童福祉班まで届出をしてください。なお、町外へ転出の場合は、資格が喪失しますので、受給資格証をほけん福祉課児童福祉班に返還してください。



☆お気づきの点、ご不明な点等ございましたらお問い合わせください。

担当：鰯ヶ沢町 ほけん福祉課 児童福祉班

直通電話：0173-82-0952

代表電話：0173-72-2111（内線）154・157